

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	八雲町

八雲町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林課林業係
所 在 地 北海道二世郡八雲町住初町 138 番地
電 話 番 号 0137-62-2203
F A X 番 号 0137-62-2149
メールアドレス norin@town.yakumo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ、カラス、トド
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	八雲町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ヒグマ	デントコーン	7.43ha 3,479 千円
	牧草ロール	42 個 316 千円
	大豆	0.40ha 153 千円
	農業用管理棟	一式 93 千円
	スイカ	25 個 75 千円
	スイートコーン	0.07ha 71 千円
	カボチャ	0.10ha 61 千円
	水稲	0.05ha 60 千円
	グラスチューブサイレージ	1t 15 千円
	小計	8.05ha 4,323 千円
エゾシカ	大豆	0.60ha 230 千円
	小豆	0.50ha 114 千円
	カボチャ	1t 61 千円
	小計	1.10ha 405 千円
キツネ	サイレージロール	3 個 60 千円
	牧草ロール	5 個 35 千円
	堆肥用温度計	1 個 20 千円
	スイートコーン	500 本 16 千円
	小計	131 千円
カラス	乳牛（死亡）	4 頭 1,442 千円
	乳牛（治療）	8 頭 62 千円
	牧草ロール	70 個 350 千円
	サイレージロール	5 個 50 千円
	小計	1,904 千円
アライグマ	被害なし	被害なし
トド	被害なし	被害なし

(2) 被害の傾向

ヒグマ	町内全域においてデントコーンの成熟期に合わせて食害が発生している。令和5年度には被害軽減に向けてソルガムに転作した圃場もあるが、被害が軽減された一方で栄養価が低いことから翌年度にはデントコーンの作付けが再開され、被害は深刻化している。近年は人慣れした個体が住宅地や海岸付近まで出没範囲が拡大しており、家庭菜園の食害や通学にも影響が出るなど人身被害の発生が懸念される。
エゾシカ	豆類やカボチャの食害が発生しているほか、牧草地での出没や捕獲が増加している。今後、生息数の更なる増加が予想されることから被害の増大が懸念される。
キツネ	牛舎周辺や市街地での出没が多く、サイレージョールや牧草ロールの破損やスイートコーンの食害が確認されている。 また、市街地では家庭菜園の掘り起こしや人への付きまといなどの生活環境被害が拡大傾向にある。
カラス	町内全域においてごみの飛散や糞害などの生活環境被害が発生しているほか、家畜の死傷事案や牧草ロールの破損被害が確認されている。
アライグマ	被害は確認されていないが、町内でも目撃や捕獲があることから、危機感を持って警戒する必要がある。
トド	熊石地域において定置網や刺し網漁で使用する漁具への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
ヒグマ	8.05ha 4,323 千円 (R1~R5 年平均値 14.96ha 7,542 千円)	R5 はソルガムへの転作や病害により被害が一時的に減少したが、栄養価が低くデントコーンの作付けが再開されたことから、R1~R5 年平均値の10%削減を目標とする。
エゾシカ	1.10ha 405 千円	30%削減を目標とする。
キツネ	131 千円	
カラス	1,904 千円	
アライグマ	被害なし	被害なし
トド	被害なし	被害なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス、アライグマ】 八雲町鳥獣被害対策実施隊が銃器及びわなによる捕獲を実施している。 【トド】	八雲町鳥獣被害対策実施隊員の高齢化とヒグマに対応できる高度な捕獲技術を有した隊員の減少が課題であり、狩猟者の確保と捕獲技術の伝承が急務である。 エゾシカは、生息数が増加傾向にある中、受胎期の捕獲数が少ないことから、囲いわな等による効率的な捕獲

	動物駆逐用煙火等による追い払いを実施している。	方法の確立が課題となっている。 また、市街地周辺への問題個体の出没に対し、法規制により、銃器による迅速かつ効果的な捕獲が制限されていることから、生活環境被害や人的被害の拡大が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	被害発生圃場への電気柵や簡易的な防護ネット等の設置指導を行っている。	電気柵の設置促進に努めているが、経済的負担や設置や設置後の維持管理に係る労的負担が課題となっている。 また、牛舎付近のキツネやカラスの防護ネット等の設置は、換気や農作業の動線に影響するため普及が進まないことから、新たな防除策の検討が必要である。
生息環境管理その他の取組	被害圃場周辺の刈払いや誘因物の除去を指導するとともにセンサーカメラを設置し、加害鳥獣の行動形態を調査している。	冬期間はエゾシカの捕獲数が減少するため、越冬地の把握や効率的な捕獲手法の確立が課題であることから、センサーカメラやドローン等を活用し調査研究を継続する。

(5) 今後の取組方針

・ヒグマに対応できる高度な捕獲技術の伝承は急務であり、新規狩猟者の確保を促進するとともに、北海道ヒグマ管理計画に基づく「春期管理捕獲」を活用した人材育成や、被害圃場を活用した実践的な研修を行うなど人材育成を推進する。 ・被害の未然防止を図るため、緩衝帯の整備や誘因物の除去及び被害防除に効果的な電気柵の設置を普及促進させるとともに、ICT 機器やドローンを活用し駆除活動の負担軽減を図る。 ・エゾシカは、生息数の増加が懸念されることから、銃器とわなを併用し、効率的かつ効果的な捕獲を強化する。 また、受胎期の捕獲数が少ないため、ICT 機器やドローンによる越冬地調査の結果を踏まえた巻狩りや囲いわなによる効率的な捕獲を試みる。 ・市街地周辺への出没に対しては、警察などの関係機関と連携し、住民の避難誘導や広報活動を中心に行い、人身被害の防止に努めることとする。また、銃器以外による捕獲手法や防除対策等について情報収集を行うなど調査研究を行う。 ・アライグマは、繁殖力が強く農作物や生活環境に甚大な被害を与えることが懸念されることから、出没情報の収集を行い町内への定着の阻止に努める。 ・トドは、準絶滅危惧種に指定されていることを考慮し、関係機関と連携し、捕獲及び威嚇による追い払い等を実施する。 ・加害鳥獣の出没形態が多様化していることから、センサーカメラやドローン、GIS などを活用し、生息環境や行動パターンなどの調査研究を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

八雲町鳥獣被害防止対策協議会と連携し、鳥獣捕獲を専門に行う八雲町鳥獣被害対策実施隊による
--

安全且つ効率的な捕獲に努める。

トドは、ひやま漁業協同組合が主体となり捕獲等の対策を講じる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	ヒグマ	捕獲技術者の育成、わなによる捕獲の促進、大型獣解体処理施設の有効利用
	エゾシカ	
	キツネ、カラス、 アライグマ	農業者等に対する猟銃所持許可及び狩猟免許の取得促進
	トド	漁業者等に対する猟銃所持許可の取得促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ヒグマは、出没場所や状況から人身被害の恐れの高い個体や出没を繰り返す個体、農作物等へ被害を及ぼす問題個体については、「北海道ヒグマ管理計画」との整合性を図り確実な捕獲を行う。 エゾシカは、北海道南部地域の個体群が個体数・分布ともに増加・拡大傾向にあることから、被害の拡大と個体数の増加を抑制するため積極的に捕獲を行う。 キツネは、市街地や牛舎周辺での出没や被害が多い一方、警戒心の高い個体が多く捕獲が難しい傾向にあることから、特に悪質な問題個体を中心に捕獲圧の強化を図る。 カラスは、主に猟銃による捕獲を行っているが、警戒心が高く市街地周辺への移動により捕獲が難しい環境にあるが、わなを用いるなどして捕獲圧を強化する。 アライグマは、町内への定着を阻止するため、上限を定めず確実な排除に努める。 トドは、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づき、トド採捕実施方針に定めた数を上限として海域ごとに捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	28頭	28頭	28頭
エゾシカ	280頭	300頭	330頭
キツネ	25頭	27頭	30頭
カラス	210羽	230羽	250羽
アライグマ	上限を定めず確実な排除に努める		
トド	トド採捕実施方針に基づく		

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は八雲町一円とする。実施予定時期は通年とし、捕獲手段は箱わな、くくりわな、囲いわな等によるほか、銃器の使用が可能な場所では銃器を用いた捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ エゾシカ	必要に応じて電気柵等を設置する。	必要に応じて電気柵等を設置する。	必要に応じて電気柵等を設置する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ エゾシカ	効果的な運用を継続するため巡回指導を行う。	効果的な運用を継続するため巡回指導を行う。	効果的な運用を継続するため巡回指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	ヒグマ エゾシカ	必要に応じて緩衝帯の設置を検討するほか、被害の防止に効果的な電気柵の設置について普及推進を強化する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八雲町	協議会の運営、関係機関との連絡調整、普及啓発活動
新函館農業協同組合八雲営農センター	農業被害調査、被害予防対策推進、狩猟免許等取得促進
一般社団法人北海道猟友会八雲支部	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
八雲町熊石有害鳥獣駆除協力会	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
山越郡森林組合	林業被害調査、被害予防対策推進
八雲警察署	安全対策及び捕獲等への指導支援、連携
八雲町農事組合長連絡協議会	被害予防対策推進、各種啓発活動
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供
農業改良普及センター渡島北部支所	農業被害調査、情報提供、農業者に対する指導助言
北海道農業共済組合みなみ統括センター 道南支所道南東部支所	鳥獣被害情報の提供
ひやま漁業協同組合熊石支所	漁業被害調査、被害予防対策推進、捕獲及び追い払い対応

(2) 緊急時の連絡体制

別紙 連絡系統図のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、有効活用し、活用できないものは一般廃棄物として適切に処理する。
トドは、学術機関へ検体として提供し、それ以外は埋設又は一般廃棄物として適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内に野生鳥獣を処理できる食肉加工処理施設がないため、自家消費をしているが、捕獲数の動向を注視し、有効利用を検討する。
ペットフード	町内に野生鳥獣を処理できる食肉加工処理施設がないため、自家消費をしているが、捕獲数の動向を注視し、有効利用を検討する。
皮革	町内に野生鳥獣を処理できる食肉加工処理施設がないため、自家消費をしているが、捕獲数の動向を注視し、有効利用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	エゾシカの肉や残滓は、ヒグマを捕獲する箱わなの誘因に有効なことから活用を推進する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

既存の大型獣解体処理施設を活用し、狩猟者に衛生的な解体処理方法を普及させ、資質の向上を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八雲町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
八雲町	協議会の運営、関係機関との連絡調整、普及啓発活動
新函館農業協同組合八雲営農センター	農業被害調査、被害予防対策推進、狩猟免許等取得促進
一般社団法人北海道猟友会八雲支部	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
八雲町熊石有害鳥獣駆除協力会	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
山越郡森林組合	林業被害調査、被害予防対策推進
八雲警察署	安全対策及び捕獲等への指導支援、連携
八雲町農事組合長連絡協議会	被害予防対策推進、各種啓発活動
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供
農業改良普及センター渡島北部支所	農業被害調査、情報提供、農業者に対する指導助言
北海道農業共済組合みなみ統括センター道南支所道南東部支所	鳥獣被害情報の提供
ひやま漁業協同組合熊石支所	漁業被害調査、被害予防対策推進、捕獲及び追い払い対応

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道渡島総合振興局	実施に関する情報提供及び技術的助言指導、被害把握
北海道檜山振興局	実施に関する情報提供及び技術的助言指導、被害把握
地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術研究本部エネルギー・環境・地質研究所	実施に関する情報提供及び技術的助言指導、被害把握

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・八雲町は、八雲町鳥獣被害対策実施隊を設置（H24.6.1～） ・実施隊員は、町長が職員から指名し、非職員である隊員は、町長が任命し、八雲町非常勤職員とする。 ・実施隊員は、対象鳥獣の捕獲活動等に従事する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
